

福岡県の最低賃金

**福岡県
最低賃金**

1時間
692円

効力発生日
平成22年
10月22日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されます(但し、適用除外該当者は除きます)。



特定(産業別)最低賃金	効力発生日	適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されません)
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業 1時間 824円	平成22年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 1時間 782円	平成22年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ. 清掃又は片付けの業務 ロ. 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)バリ取り、かえり取り又は錆ばり取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ. 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く 1時間 805円	平成22年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの 1時間 755円	平成22年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
各種商品小売業 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの 1時間 710円	平成14年 12月10日	④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車(新車)小売業 1時間 797円	平成22年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注)①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社、自家用車庫等)及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

●必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ